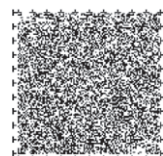


# 第5次所沢市障害者支援計画

第6期障害者計画  
第6期障害福祉計画  
第2期障害児福祉計画



令和3年3月



## はじめに



障害者にとっての「障害」とは「心身の機能に障害がある」という当事者自身により規定されるものではなく、むしろ「社会の側にある障壁」とあいまって作り出されているものなのであります。だからこそ、平成30年7月、『所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例』を施行し、社会にある障壁をなくすため、これまで多くの取り組みを行ってきました。しかし、道はまだ半ばにも至らず緒についたばかりであります。

本計画は基本理念「ふれあい 寄り添い 支え合い 共に生きるまち ところざわ」を前計画から継承し、人と人が連帯し支え合う福祉の原点の下、障害のある人が地域の中で安心して生活を送る「共生社会」の実現を念頭に置いた計画づくりに努めました。特に切実な問題である、ご両親の高齢化や障害者の重度化・高齢化による「親亡き後」について、ご家族は自分がいなくなった後の我が子の暮らしに大きな不安を抱えています。障害者の生活を地域全体で支え、「親亡き後」も障害者が自分らしく、幸せを感じながら暮らしていけるよう、生活環境の整備や地域での支援体制の充実について、今後の方向性を明確にいたしました。市は本計画に基づき、関係部署・関係機関が一体となって障害者施策を進めてまいります。

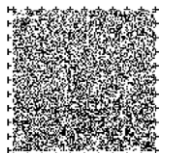
結びに、本計画の策定にあたり、所沢市障害者施策推進協議会、所沢市自立支援協議会の各委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただいた市民の皆様、各種団体、事業所の方々に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

所沢市長 藤本 正人

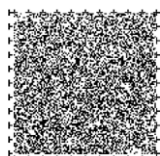


市長挨拶文については、所沢市ホームページ上で、手話通訳士が通訳した動画を公開しています。左記 QR コードからアクセスできます。

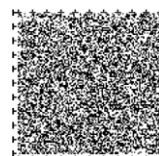


# 目次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| <b>第1章 計画の基本的事項</b> ..... | 1  |
| 第1節 計画の概要                 | 2  |
| 1 計画策定の背景と趣旨              | 2  |
| 2 近年の障害者施策の動向             | 3  |
| 3 計画の性格と位置づけ              | 4  |
| 4 計画の期間                   | 5  |
| 5 計画の対象                   | 5  |
| 6 計画の振り返り                 | 6  |
| 第2節 障害者の現況                | 8  |
| 1 障害者数の状況                 | 8  |
| 2 就労等の状況                  | 17 |
| 3 アンケートの概要                | 20 |
| 第3節 計画の基本理念               | 22 |
| 1 基本理念                    | 22 |
| 2 基本的な考え方                 | 22 |
| 第4節 計画の推進体制               | 23 |
| 1 関係機関等との連携               | 23 |
| 2 障害者等の参画                 | 23 |
| 3 計画の達成状況の点検及び評価          | 24 |
| <br>                      |    |
| <b>第2章 施策展開</b> .....     | 25 |
| 第1節 施策体系                  | 26 |
| 1 差別解消と権利擁護の推進            | 28 |
| 2 社会参加の促進と協働の推進           | 32 |
| 3 福祉サービス等の充実              | 36 |
| 4 支援体制の充実                 | 40 |
| 5 保健医療の充実                 | 44 |
| 6 育ちと学びの充実                | 48 |



|                  |                                |           |
|------------------|--------------------------------|-----------|
| 7                | 雇用・就労の促進                       | 52        |
| 8                | 情報アクセシビリティの向上                  | 56        |
| 9                | 安全・安心なまちづくり                    | 60        |
|                  | 目標・指標一覧                        | 64        |
|                  | 障害者作品展の受賞作品の紹介①                | 65        |
| 第2節              | ライフステージを通じた支援                  | 66        |
| 1                | ライフステージの設定                     | 66        |
| 2                | 求められている支援の考え方                  | 67        |
| 3                | 乳幼児期の支援                        | 68        |
| 4                | 学齢期の支援                         | 70        |
| 5                | 青年期の支援                         | 72        |
| 6                | 壮年期の支援                         | 74        |
| 7                | 高齢期の支援                         | 76        |
|                  | 障害者作品展の受賞作品の紹介②                | 78        |
| <b>第3章</b>       | <b>障害福祉サービス等の目標値・見込量</b> ..... | <b>79</b> |
|                  | 障害福祉サービス等の全体像                  | 80        |
| 1                | 計画の目標値                         | 81        |
| 2                | 福祉サービス等の見込量                    | 85        |
| 3                | 見込量確保のための方策                    | 97        |
| <b>資料編</b> ..... |                                | <b>99</b> |
| 1                | 計画の策定経過                        | 100       |
| 2                | 所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例     | 104       |
| 3                | 障害児に関する数値一覧                    | 112       |





## 「誰一人取り残さない社会」の実現

「第6次所沢市総合計画（令和元年度～令和10年度）」は、SDGs\*の観点から踏まえて策定しており、17のゴールは、本市の事業全てに関わるとの考え方が示されています。障害福祉分野に関連するゴールとしては、「Goal 3 すべての人に健康と福祉を」「Goal 10 人や国の不平等をなくそう」等があります。

第5次所沢市障害者支援計画における基本理念についても、SDGsの17のゴール・169のターゲットに関連するものとして、経済・社会・環境を調和させながら、「誰一人取り残さない社会」を目指すものです。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



\* SDGs…持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のことです。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国においても積極的に取組が進められています。

